



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法に基づく特定事業の見通し（県土・跡地利用対策課）…………… 1
- 救急病院の告示（医療政策課）…………… 1
- 民有保安林の指定の予定の変更（森林管理課）…………… 2
- 民有保安林の指定・2件（森林管理課）…………… 2
- 民有保安林の指定の解除（森林管理課）…………… 3
- 指定管理者の指定（文化振興課）…………… 3
- 都市計画事業の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 3

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（情報基盤整備課）…………… 3
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課）…………… 4
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知（都市計画・モノレール課）…………… 4
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築指導課）…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了・4件（中部土木事務所）…………… 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育DX推進課）…………… 6
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育DX推進課）…………… 7

### 企業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告…………… 9
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告…………… 10

## 告 示

### 沖縄県告示第82号

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成7年法律第102号）第13条第1項の規定により、次のとおり特定事業の見通しを定めた。

令和8年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 特定駐留軍用地の名称 普天間飛行場
- 2 特定事業の種類 公園及び緑地
- 3 特定事業の用に供する土地の面積 100,000平方メートル

### 沖縄県告示第83号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和8年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
-------	--------	--------	---------	--------

宜野湾記念病院	宜野湾市宜野湾三丁目3番13号	医療法人緑水会	令和8年3月1日	令和11年2月28日
---------	-----------------	---------	----------	------------

**沖縄県告示第84号**

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、平成16年沖縄県告示第343号で告示した民有保安林の指定の予定の一部を次のとおり変更する。

令和8年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定予定保安林の所在場所 中頭郡西原町字小橋川字津尾349番・351番・352番・383番・384番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、350番
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
指定予定保安林の所在場所	中頭郡西原町字小橋川字津尾349番、350番、351番、352番、353番、383番、384番（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）	中頭郡西原町字小橋川字津尾349番・351番・352番・383番・384番（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、350番

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第85号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保安林の所在場所 国頭郡本部町字渡久地与那城原748番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
 

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第86号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 保安林の所在場所 中頭郡西原町字内間字須久美多522番・中城村字伊集宇宙原208番・210番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。)

#### 沖縄県告示第87号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和8年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 島尻郡伊平屋村字田名東原2415番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 用排水路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

#### 沖縄県告示第88号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第7条第1項の規定により、沖縄県立博物館・美術館の指定管理者を次のとおり指定した。

令和8年2月27日

文化観光スポーツ部長 諸 見 里 真

- 1 指定管理者となる団体 公益財団法人沖縄県文化芸術振興会 那覇市字小禄1831番地1
- 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

#### 沖縄県告示第89号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、令和3年沖縄県告示第361号で認可した那覇広域都市計画都市高速鉄道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 沖縄都市モノレール株式会社
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画都市高速鉄道事業
  - (2) 名称 1号沖縄都市モノレール
- 3 事業施行期間 令和3年7月9日から令和9年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和8年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 本庁舎改修に伴う仮庁舎ネットワーク機器賃貸借 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部情報基盤整備課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和7年12月26日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 NTT西日本株式会社沖縄支店 支店長 古堅誠 浦添市城間四丁目35番1号
- 5 契約金額 104,337,420円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、南城市から送付のあった南城都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 つきしろ地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、南城市から送付のあった南城都市計画特定用途制限地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 つきしろ地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 9・7・1号沖縄都市モノレール
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 令和3年7月9日から令和9年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の変更

---

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和8年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により沖縄県指定試験機関として指定した公益財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）に行わせる。

令和8年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 試験期日及び時間

- (1) 二級建築士試験
  - ア 学科の試験 令和8年7月5日午前10時15分から午後5時20分まで
  - イ 設計製図の試験 令和8年9月13日午前11時から午後4時まで
- (2) 木造建築士試験
  - ア 学科の試験 令和8年7月26日午前10時15分から午後5時20分まで
  - イ 設計製図の試験 令和8年10月11日午前11時から午後4時まで
- 2 試験会場 二級建築士試験及び木造建築士試験の会場は、決定後直ちにセンターのホームページ (<http://www.jaeic.or.jp/>) 及び公益社団法人沖縄県建築士会 (<https://shikai.or.jp/>) のホームページに掲載する。
- 3 受験申込手続
  - (1) 受験申込方法 センターのホームページにおいて、必要な事項を入力し、申し込むこと。なお、身体に障害があるためにインターネットを利用することが困難である場合その他インターネットによる受験の申込みを行うことができない正当な理由がある場合には、令和8年4月7日までにセンターの本部（電話番号050-3645-8422）に申し出ること。
  - (2) 受験申込受付期間及び時間 令和8年4月1日午前10時から同月14日午後4時まで
- 4 合格者の発表
  - (1) 二級建築士試験
    - ア 学科の試験 令和8年8月24日に発表する予定である。
    - イ 設計製図の試験 令和8年12月3日に発表する予定である。
  - (2) 木造建築士試験
    - ア 学科の試験 令和8年8月24日に発表する予定である。
    - イ 設計製図の試験 令和8年12月3日に発表する予定である。
- 5 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益社団法人沖縄県建築士会の事務所に掲示するとともに、センターのホームページに掲載する。
- 6 その他 設計製図の課題は、令和8年6月24日以後にセンターのホームページに掲載する。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年2月27日

沖縄県中部土木事務所長 森 田 敦

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年10月10日 沖縄県指令中土第4045号、令和7年1月21日 沖縄県指令中土第13号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字添石門口原244番の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字屋宜277番地アルカディア103号 仲村和毅
- 5 検査済証番号 令和8年1月9日 C第723号
- 6 工事完了年月日 令和7年8月28日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年2月27日

沖縄県中部土木事務所長 森 田 敦

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年9月13日 沖縄県指令中土第3259号、令和7年6月27日 沖縄県指令中土第3006号（変更）、令和8年1月9日 沖縄県指令中土第28号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市嘉数三丁目521番1ほか2筆並びに浦添市牧港三丁目734番4の一部及び735番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字照屋126番地 株式会社新崎開発 代表取締役 新

崎京子

5 検査済証番号 令和8年1月19日 C第724号

6 工事完了年月日 令和8年1月13日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年2月27日

沖縄県中部土木事務所長 森 田 敦

1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年9月13日 沖縄県指令中土第3259号、令和7年6月27日 沖縄県指令中土第3006号（変更）、令和8年1月9日 沖縄県指令中土第28号（変更）

2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市嘉数三丁目521番1ほか2筆並びに浦添市牧港三丁目734番4の一部及び735番1

3 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 種類 道路

(2) 位置及び区域 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）

4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字照屋126番地 株式会社新崎開発 代表取締役 新崎京子

5 検査済証番号 令和8年1月19日 C第725号

6 工事完了年月日 令和8年1月13日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年2月27日

沖縄県中部土木事務所長 森 田 敦

1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年10月31日 沖縄県指令中土第4400号

2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字屋宜前原215番19

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字伊舎堂8番地 比嘉貴裕

5 検査済証番号 令和8年1月21日 C第726号

6 工事完了年月日 令和8年1月14日

---

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 調達する物品等の種類 無線アクセスポイントの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 営業年数が令和8年2月1日現在において3年以上であること。

(2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。

(3) 従業員の数が5人以上であること。

(4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。

3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

## 4 申請の方法等

(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類

カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県教育委員会ホームページから様式をダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育DX推進課 〒902-8501 那覇市寄宮1丁目2番16号 電話番号098-894-3265

(3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和8年3月25日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和9年3月31日（水曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があつたときは、遅延なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があつた後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する無線アクセスポイントの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

---

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年2月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量 無線アクセスポイント（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 一式

- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 令和8年6月30日(火曜日)
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
    - ア 令和8年2月27日付け沖縄県公報定期第5390号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による無線アクセスポイントの賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
    - イ 納入しようとする機器等の機能等証明書を令和8年3月25日(水曜日)午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
  - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付又は沖縄県教育委員会のホームページから様式をダウンロードすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
  - (1) 時期 この公告の日から令和8年3月25日(水曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県教育庁教育DX推進課 〒902-8501 那覇市寄宮1丁目2番16号
- 4 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 この公告の日から令和8年3月25日(水曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 令和8年4月9日(木曜日)午前10時
  - (2) 場所 沖縄県教育庁2階会議室 〒902-8501 那覇市寄宮1丁目2番16号
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
  - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
  - (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
  - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和8年3月25日(水曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所及び沖縄県教育委員会のホームページ
- 9 落札者の決定の方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県教育庁教育DX推進課
  - (2) 所在地 〒902-8501 那覇市寄宮1丁目2番16号
- 11 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 令和8年4月8日(水曜日)午後5時  
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育DX推進課に提出すること。
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) この入札による契約は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手續であり、予算成立後に効力を生じる事業であることから、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。
  - (5) その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES AND QUANTITY TO BE LEASED  
Lease of Wireless LAN Access Point
  - (2) BID OPENING  
Date and Time: April 9, 2026 (Thursday) 10:00 a.m.  
Place: Okinawa Prefectural Board of Education Building 2nd floor Meeting Room
  - (3) POINT OF CONTACT  
Education DX Promotion Division, Okinawa Prefectural Board of Education,  
1-2-16 Yorimiya, Naha-city, Okinawa 902-8501 Japan, Telephone 098-894-3265

## 企業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和8年2月27日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 宮 城 力

- 1 調達する物品等の種類 水道用液体苛性ソーダ48パーセント
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程(昭和47年沖縄県告示第69号。以下「規程」という。)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
  - (2) 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者であること。
  - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手續開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。
  - (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
  - (6) 緊急時の対応として、昼夜を問わず、各納入場所の合計で1日あたり21,000キログラム以上を納入可

能であること。

(7) 仕様書に示す品質規格に適合する物品の納品が可能であること。

3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

4 申請の方法等

(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 規程に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書

ウ 誓約書及び安定供給保証書

エ 品質等を証明する書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 沖縄県企業局のホームページ（<https://www.eb.pref.okinawa.jp>）からダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企業局総務課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁2階） 電話番号098-866-2803

(3) 申請書等の受付期間 令和8年3月2日（月曜日）から同月16日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和8年5月20日（水曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県企業局が実施する水道用液体苛性ソーダ48パーセントに係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和8年2月27日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 宮 城 力

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量 水道用液体苛性ソーダ48パーセント 1,600,000キログラム（予定）
  - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
  - (3) 納入の期限 令和9年3月31日（水曜日）
  - (4) 納入の場所 北谷浄水場、硬度低減化施設及び海水淡水化センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格 令和8年2月27日付け沖縄県公報定期第5390号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による水道用液体苛性ソーダ48パーセントに係る入札参加資格を有すると認められた者
  - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 沖縄県企業局ホームページ（<https://www.eb.pref.okinawa.jp>）からダウンロードして入手すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
  - (1) 時期 令和8年3月2日（月曜日）から同月16日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県企業局総務課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁2階）
- 4 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 令和8年3月2日（月曜日）から同月16日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 令和8年4月10日（金曜日）午後2時
  - (2) 場所 沖縄県企業局第2会議室（沖縄県庁12階） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
  - (1) 保険会社との間に沖縄県公営企業管理者企業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
  - (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
  - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和8年3月2日（月曜日）から同月16日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

る。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県企業局総務課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に 5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
  - ア 期限 令和 8 年 4 月 8 日（水曜日）午後 5 時
  - イ 方法 簡易書留郵便により 3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY  
48% concentration of caustic soda: prospective quantity 1,600,000kg
- (2) DATE FOR BID  
2:00 p.m. April 10, 2026
- (3) POINT OF CONTACT  
General Affairs Division Enterprise Bureau  
Okinawa Prefectural Government  
1-2-2 Izumizaki, Naha city, Okinawa 900-8570 JAPAN  
Phone : 098-866-2803

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版  
〒903-0804 那覇市首里石嶺町 4 丁目 291 番地 1